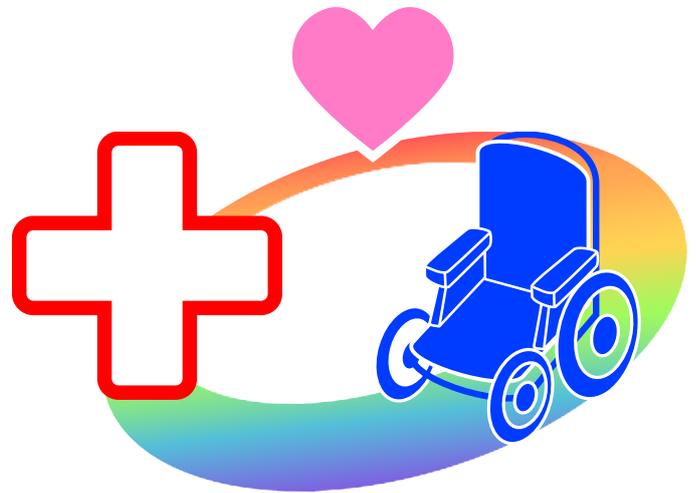


入院の手引き（18歳未満）

医療型障害児入所支援（指定医療機関）サービス

必要な手続きについて

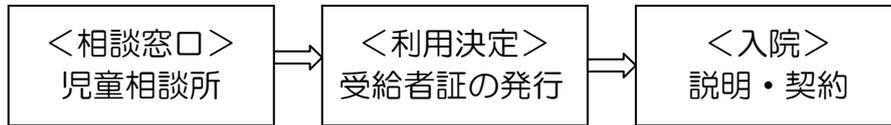
- 1 障害児施設受給者証の申請
- 2 病院との契約、個別支援プログラムのご説明
- 3 入院費とのお支払い方法について
- 4 学校教育について
- 5 生活スケジュール
- 6 重症心身障害児（者）病棟家族会について



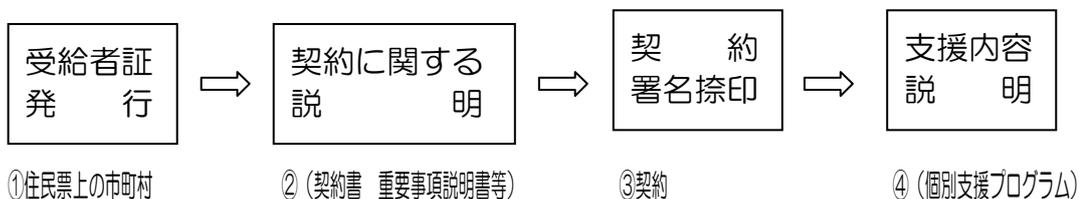
1 障害児施設受給者証の申請

当院の重症心身障害児病棟に入院していただくためには、まず「障害児施設受給者証」の交付を受けていただくことが必要です。当院へ入院される場合、利用されるサービスの種類は医療型障害入所支援（指定医療機関）サービスといい、児童相談所が窓口となります。

～障害児施設受給者証申請の流れ～



2 病院との契約、個別支援プログラムのご説明



①障害児施設受給者証の交付

②病院と保護者間での契約を結ぶことができます。契約の際は、契約内容をご説明した上で、契約書と重要事項説明書をお渡しいたします。

③契約内容・重要事項説明書の説明に納得をされ、契約書・重要事項説明書に署名、捺印することにより契約が成立します。

④また、後日担当者より個別支援プログラムの説明をいたします。

これは、患者様の状況やケアなどの実施計画、患者様のご希望が記載されているものです。

※なお、個別支援プログラムを作成するため、事前にご本人やご家族の方へ質問をさせていただくことがありますので、ご協力をお願いいたします。

3 入院費とのお支払いについて

入院費として負担していただくものとして、医療費・福祉サービス費・食費・日用品費があります。入院費は各世帯の収入状況により異なります。各児童相談所にご相談ください。

日用品の内訳は、希望者のみの物として散髪代（1500円）・インフルエンザ（規定の額）などのワクチン代があります。テレビは無料でご利用いただけます。入院費のお支払いについては、**口座からの自動引き落とし**をお願いしていますが、**窓口でのお支払い**・**指定口座への振り込み**もご利用いただけます。

4 学校教育について

18歳未満の方は、隣接する島根県立緑が丘養護学校に通学することができます。養護学校と病院は連携し、適切な学校教育の実施を支援させていただいております。なお、通学できない状況の場合は、訪問教育制度もあります。状況に応じてご相談させていただきます。

また、通学するために医療的ケアが必要な場合は、養護学校、保護者、主治医の3者による面談を行い、医療的ケア医師意見書を作成し、学校看護師が行います。

5 生活スケジュールについて

入浴（2回／週 に実施します）

散髪日（1回／月 に実施します）

※入院日に詳しく説明させていただきます

6 重症心身障害児（者）病棟家族会について

入院された方の保護者の方には、家族会のご案内をしています。

ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせ下さい。

独立行政法人国立病院機構 松江医療センター

島根県松江市上乃木5-8-31

TEL 0852-21-6131（代表）

医事専門職（内線2122） 療育指導室長（内線3291）